

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、本日から1週間の期間で利害関係人の意見を聴取します。

令和8年3月3日

[農用地等一覧]

No	市町村名	大字	字	地番	貸借期間
1	加美町	宮崎	堤端三番	2-2	10年
2	加美町	宮崎	堤端三番	3-1	10年
3	加美町	宮崎	堤端三番	9-1	10年
4	加美町	宮崎	堤端三番	10-1	10年